

内閣議第一六六号

起案

平成元年八月一〇日

上奏
裁可平成
年

月

日

平成
年

月

日

平成
年

月

日

平成
年

月

日

平成
年

月

日

内閣総理大臣

後藤国務大臣

鹿野国務大臣

原田国務大臣

高原国務大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣参事官

中山国務大臣

松永国務大臣

渡部国務大臣

松本国務大臣

内閣法制局長官に任命する

橋本国務大臣

江藤国務大臣

阿部国務大臣

水野国務大臣

内閣官房副長官に任命する

石橋国務大臣

大石国務大臣

石井国務大臣

森山国務大臣

内閣官房副長官に任命する

戸井田国務大臣

福島国務大臣

斎藤国務大臣

山下国務大臣

内閣官房副長官に任命する

一級に叙する

志賀

内閣

内閣官房副長官に任命する

内閣官房副長官に任命する

内閣法制次長

工

藤

敦

夫

内閣官房副長官に任命する

内閣官房副長官に任命する

通 知 案

年 月 日

衆議院議長宛 (各通)
参議院議長

内閣総理大臣

通 知

本日下記のとおり発令致しました。

記

(表記のとおり)

內閣

內閣

